

宅地建物取引業者名簿登載事項変更届等の必要書類一覧(個人用)

- ・届出の際、提出が必要となる書類の一覧表です。
- ・「○」のついているものが必要書類で、「②」と表示されているものは2部(1部は受付後返却します。),「○」は1部提出。郵送による届出の場合は返信用封筒(切手貼付)を同封ください。

(変更する事項) (提出書類)	商号又は名称	政令使用人		専任の宅建士		事務所所在地	氏名の変更			従業者	廃業	注意事項		
		就任	退任	就任	退任		代表者	政令使用人	専任の宅建士				就任	退任
届出書等様式	業者名簿登載事項変更届(第1面～第4面)	②	②	②	②	②	②	②				変更のあった事項の欄のみを記入する(第2面～第4面については該当するものを提出)。		
	免許証書換交付申請書	○				○	○					変更のあった事項の欄のみ記入する。書換後の免許証の交付について郵送を希望する場合は、返信用封筒(430円の切手貼付)を添付。		
	従業者異動届		②	②			②	②	②	②				
	廃業等届出書										②	届出の理由により届出義務者が違うので注意。		
添付書類	誓約書		○									誓約するのは代表者。		
	専任の宅地建物取引士設置証明書				○							「宅建業に従事する者の数」には専任の宅地建物取引士を含む人数を記入する。		
	略歴書		○		○							職歴欄は、現在に至るまで省略しないで記入。		
	身分(身元)証明書		○		○							本籍地の市町村で発行。		
	登記されていないことの証明書(注)		○		○							熊本地方法務局(本局)の窓口で発行。		
	従業者証明書(写)		○		○		○	○	○	○				
	宅建士の顔写真				○								縦10cm×横7cmで撮影後6ヶ月以内のもの。	
	事務所使用の権原に関する書面					○							事務所新設の場合だけでなく、事務所移転の場合も必要。	
	事務所付近の案内図					○							最寄りの交通機関、公共施設等の位置が明示されたもの。	
	事務所の写真					○							外部2枚、内部2枚。[建物の外観と掲示物(業者票、報酬額表)が確認出来るもの]	
戸籍抄本						○	○	○				氏名の変更が確認出来るもの。		
	宅地建物取引業者免許証	○				○	○				○	現在使用中の免許証の原本。		
	その他(宅地建物取引士変更登録申請書)				○	○					○	申請者は宅地建物取引士個人。		

(注) 全国の法務局・地方法務局の本局(熊本県内は熊本市大江の熊本地方法務局)の窓口で交付を受けることができます。ただし、郵送による申請の場合は東京法務局のみの受付となります。証明する事項は「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」の欄にチェック。

※ 届出書等様式ダウンロード方法
 「熊本県ホームページ」→「県土づくり」→「建築・建設業・土地」の中の「不動産取引」をクリックし、さらに「宅建業者」のページに移動すると、宅地建物取引業者に関する申請書等様式あり